

鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する骨子 (基本的な考え方)

1 制定の背景

近年、LGBTQ+^注や性的マイノリティという言葉が社会に広く定着してきており、国においても「全ての国民が、その性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との基本理念に基づいて、令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（いわゆるLGBT理解増進法）」が制定されました。

その一方で、性的マイノリティに対する人々の理解は十分に深まっておらず、当事者は偏見や差別が存在する中で、様々な困難を抱えています。特に、現在の日本では同性同士の婚姻が認められていないため、法的な権利の制約や、双方の関係性についての周囲の無理解により、生きづらさを感じている当事者も少なくありません。性のあり方は一人ひとり違います。その違いを尊重することは、性的マイノリティだけでなく、すべての方が生きやすい社会の実現につながります。

本市では、男女共同参画社会基本法に基づき、平成14年度に「鎌ケ谷市男女共同参画計画」を策定し、平成22年度の改訂を経て、現在、令和3年度から令和8年度を計画期間とする「第3次鎌ケ谷市男女共同参画計画」に基づいて男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。この計画では、性自認や性的指向にかかわらず誰もが平等に尊重され、自分らしさを発揮し活躍できる地域づくりを更に推進するため、施策の一つに「多様性に関する意識啓発」を掲げており、この事業の一環としてパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を導入いたします。

2 制定の目的

本制度は、パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明書（以下「証明書」という。）やパートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カード（以下「証明カード」という。）を交付することで、パートナーシップ関係にある双方及び子又は親等が家族として生活する関係を証明するものです。なお、ファミリーシップについては、家族の証明が必要な場面において幅広い利用ができることを想定して導入することといたしました。

届出証明書の発行により法的な効力（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、性的マイノリティや事実婚のパートナーシップ及びファミリーシップ関係にある方々の届け出を市が尊重し、応援するものです。

この制度がきっかけとなり、多様なパートナーシップや家族の在り方に対する社

会的な理解が広がることを目指しています。

3 制度の導入により期待される効果の例

本市は、パートナーシップ及びファミリーシップを届け出た方々が感じる不利益をできる限り軽減できるよう、本市の施策における活用や、市民、民間事業者への周知啓発などに努めていきます。

制度の導入による効果については、行政、企業や各種団体によって異なりますが、例として、病院での付き添いや面会、手術の同意、看取り等への理解、生命保険の受取人への指定、住居の賃貸契約における同居等の理解、住宅ローンの共同申し込み、クレジットカードの家族カードの作成、携帯電話等の家族割の適用、家族を対象とした福利厚生の利用が可能となることなどが期待されます。

注 LGBT は、レズビアン (Lesbian)・ゲイ (Gay)・バイセクシャル (Bisexual)・トランスジェンダー (Transgender) の頭文字をとって組み合わせた言葉です。なお、LGB は性的指向、T は性自認における区分となりますが、LGBT では性自認や性的指向の一部しか表現できておらず、性のあり方を4種類だけに限定することはできません。それどころか、性のあり方はグラデーションであり、人の数だけあると言えます。そこで最近では、LGBTに加えて「自分の性のあり方がわからない、決めたくない」というQ [Questioning (クエスチョニング)、または Queer (クィア)]、さらに定義しきれない様々な性を表現するために「+ (プラス)」記号を加えてLGBTQ+と表記され、世界中で使用されています。

(参考：多摩市くらしと文化部平和・人権課 多様な性と生を尊重するまちづくりのための職員ガイドライン 令和4年3月)